

募 集 要 領

1 業務内容

カスタム君のグッズ制作及び販売業務について
詳細は別添仕様書のとおり。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 経営状態が健全であり、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を遂行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。
- (13) グッズ販売事業を行うにあたっての各種法令等を遵守すること。

3 グッズ化の対象となる国有財産（「カスタム君」の商標権）

商標出願・登録情報（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）における、登録5291378(商願2009-058741)、登録5291379(商願2009-058742)、登録5291380(商願2009-058744)、登録5291580(商願2009-058745)、登録5291581(商願2009-058746)、登録5291582(商願2009-058747)、登録5291583(商願2009-058748)、登録5291584(商

願 2009-058749)、登録 5291585(商願 2009-058750)、登録 5291586(商願 2009-058751)、
登録 5291587(商願 2009-058752)、登録 5309324(商願 2009-058739) 登録 5309325(商
願 2009-058740)、登録 5312595(商願 2009-054205)、登録 5312596(商願 2009-058743)。

4 業務開始予定日（国有財産使用許可開始予定日）

令和 8 年 10 月 13 日（火）

5 国有財産使用許可を与える者

審査において基準点以上の点数を満たす者のうち上位 10 者
（10 者に満たない場合は基準点を満たす者全員）

6 企画提案書等の提出

次の書類を下記 7 に定める提出方法を確認の上提出期限までに提出すること。

（1） 企画提案書（任意様式、2 部）

※ 審査の公平を期すため、参加事業者及び参加者名が判る表現を伏せた状態のも
のも含めた合計 2 部提出すること。

※ 併せて、「業務概要（要約版）」（様式 1-1）及び「商品種別等提案書」（様式 1
-2）を提出すること。また、資料を添付してもよい。

※「業務概要（要約版）」記載項目

イ 販売予定の商品等（販売予定商品、販売予定商品数 等）

ロ 販売価格

ハ 販売商品の機能

ニ アフターサービス（商品補充、不良品対応 等）

ホ 商品に関するプロモーション方針について（SNS、HP 等における発信 等）

ヘ 国有財産使用料（販売金額（消費税及び地方消費税（10%）相当額を含む。）
に使用料率 2.5%を乗じて算出した額）

（2）添付書類（1 部）

【法人】

イ 業務確約書（様式 2）

ロ 会社の登記簿謄本

ハ 直近 3 年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）

ニ 納税証明書（その 3 の 3（法人税、消費税及び地方消費税））

ホ 会社概要（様式 3）

ト 誓約書（様式 4）

チ 役員等名簿（様式 5）

リ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合の、当該免許の写し

ヌ 販売を予定している商品のイメージ図等

ル 過去に官公庁等と業務を行った実績がわかる資料（任意）

7 企画提案書等の提出先等 ※↓アンダーバーが 2 つ

提出先メールアドレス：430061__2@mof.go.jp

提出先住所：〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省関税局総務課広報係

(提出期限) 令和8年8月24日(月) 17時30分

(提出方法) 企画提案書等の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

① メールによる提出

メールによる企画提案書等の提出を希望する場合には、上記提出先メールアドレスあてに提出すること。

なお、メールによる提出を行った際は、下記11の照会先へ提出した旨の連絡をすること。

② 紙による提出

紙による企画提案書等の提出を希望する場合には、上記提出先住所へ提出すること。

なお、受付時間は平日9時30分～12時00分及び13時00分～17時30分とする。

③ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による提出

郵便等による企画提案書等の提出を希望する場合は、上記提出先住所あてに提出すること。(受付時間は②と同様)

④ 上記①～③以外の方法による企画提案書等の提出を希望する場合には、上記提出期限までに下記11の照会先に連絡すること。

8 決定方法

提出された企画提案書等を基に事業者選定委員が「審査基準表(様式6)」のとおり審査の上、グッズ作成・販売事業者を決定する。

審査の結果、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い決定する。

9 決定日

令和8年9月2日(水)

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。

公開抽選会予定日は、令和8年9月1日(火)とする。

10 その他

(1) 募集要領等の取扱い

本募集要領等は、カスタム君のグッズ制作及び販売業務実施のために作成したものであり、他の目的に使用することは禁止する。

(2) 本件に関する質問

本件に関する質問については、「質問書」(様式7)を作成し、令和8年8月21日(金)17時30分までに、上記7の提出先へ提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問者あてに個別回答後、令和8年8月24日（月）までの平日9時30分から12時00分及び13時00分から17時30分に、上記7の提出先住所で開示する。

- (4) 提出した企画提案書等の取扱い
一旦提出された企画提案書等は、いかなる理由があっても返却しない。
- (5) 企画提案書等の作成費用
提案者負担とする。
- (6) 提出に関する注意事項
郵便等により企画提案書等を送付する場合には、封筒に『「カスタム君のグッズ制作及び販売業務について」の企画提案書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記7の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

11 照会先

東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省関税局総務課広報係

電話 03-3581-4111 内線 5073

メール 430061__2@mof.go.jp

※↑アンダーバーが2つ

仕様書

1 業務件名

カスタム君のグッズ制作及び販売業務

2 業務内容

税関公式キャラクター「カスタム君」のグッズ制作を行い、当該商品を日本国内において販売することによって税関行政の認知向上を図る業務（以下「業務」という。）

3 国有財産の使用許可

- （１） 業務を行う事業者（以下「甲」という。）は公募により決定し、甲が業務を行うにあたっては国有財産（カスタム君の商標権）の使用許可を受けるものとする。
- （２） 国有財産の使用許可は、財務省大臣官房会計課長（以下「乙」という。）が行う。
- （３） 甲は乙に申請の上、業務開始までに国有財産の使用許可を受ける必要がある。

4 使用許可の条件

甲は国有財産の使用許可を受けて業務を行うにあたり、以下の条件を満たしている必要がある。

- （１） 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２） 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- （３） 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- （４） 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料等

- （１） 甲は、乙に売上に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、令和８年１０月１３日（予定）から令和９年１０月１２日までの期間の売上金額（消費税及び地方消費税額を含む）に使用料率を乗じたもの、とする。使用料率については２．５％とする。
（注：当該使用料率は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。）
- （２） 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を納入すること。

6 グッズ化の対象となる国有財産（カスタム君の商標権）

商標出願・登録情報（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0201>）における、登録 5291378(商願 2009-058741)、登録 5291379(商願 2009-058742)、登録 5291380(商願 2009-058744)、登録 5291580(商願 2009-058745)、登録 5291581(商願 2009-058746)、登録 5291582(商願 2009-058747)、登録 5291583(商願 2009-058748)、登録 5291584(商願 2009-058749)、登録 5291585(商願 2009-058750)、登録 5291586(商願 2009-058751)、登録

5291587(商願 2009-058752)、登録 5309324(商願 2009-058739)登録 5309325(商願 2009-058740)、登録 5312595(商願 2009-054205)、登録 5312596(商願 2009-058743)。

7 業務期間

- (1) 業務期間は、令和 8 年 10 月 13 日（予定）から令和 9 年 10 月 12 日とする。
- (2) 乙の都合によるグッズ制作及び販売の中止や、法令・制度の改正等、特段の事由が生じ、業務期間に変更が生じる場合には、乙は甲にその旨を通知し、甲は、これに同意するものとする。
- (3) 使用許可は一度に限り更新することができる。ただし、使用許可条件は同様のものとする。

8 費用負担

業務に伴う一切の費用は、甲の負担とする。

9 名義使用の制限

甲は、自己の営業上の取引に関して、乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

甲は、自らの責任において、いかなる事故発生の場合も乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

11 服務等の保持

甲は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 秘密の保持

- (1) 甲は、乙及び乙の指定する担当職員（以下「乙等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた乙等の秘密情報（書面等をもって乙等が甲に提供した情報及び乙等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者（甲の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に開示してはならない。
- (2) 甲は、自らの従業員その他の者に対して前項を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 甲は、秘密の保持が遵守されない事実が発生、若しくはその恐れがあることを知った場合には、担当職員に対して速やかに報告しなければならない。

13 損害賠償

甲は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して乙に損害を与えた場合には、乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

甲は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除を希望する日より3个月前に書面により乙に申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 甲は、本仕様書に記載の事項において業務を適正に履行すること。
- (2) 甲は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 許可された使用内容のみに使用すること。
 - (イ) 商品の販売等に際しては、カスタム君が税関のイメージキャラクターであることを明らかにすること。
 - (ウ) カスタム君及び税関のイメージを損なわないようにすること。
 - (エ) 制作した商品の宣伝・広告等を実施する際は、事前に乙に共有をすること。
なお、宣伝・広告等の内容に乙から指摘があった場合は、当該指摘に従うこと。
 - (オ) 制作した商品の完成品1部を販売開始前に乙に提出すること。ただし、提出が困難なもの等については、写真等を提出すること。
 - (カ) 使用許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (キ) 商標権の使用状況について乙等が不適切と判断した場合は、直ちに商品の制作・販売、その使用を中止するとともに、乙等の指示に従わなければならないこと。
 - (ク) 制作・販売する商品及びその数量については、公募の際に甲が提出した「商品種別等提案書」(様式1-2)のとおりとする。
- (3) 乙等は甲の業務遂行に当たって、商品デザインについて修正を求めることができる。また、乙が必要と認める場合は、使用方法その他について条件を付すことができる。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、甲は、営業許可を取得した後、販売を開始すること。
- (5) 商品の一部(タグ等)に別紙の税関ロゴマークを使用すること。
- (6) 同封物等に乙指定のQRコードを入れるスペースを設ける等、税関のPRに資する工夫をすること。
- (7) 商品のイメージ図(本体、タグデザイン)等に税関ロゴマーク及び税関のPRに資する情報等を入れるスペースを明示すること。
- (8) 第三者が権利を有する著作物等を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、申請者において当該著作物等の使用に関して承諾を得るものとする。
- (9) 第三者が権利を有する著作物等を使用する場合は、当該著作物等の使用に関する承諾を得ていることが確認できる文書を提出すること。

- (10) 提案書におけるデザインについては、タグ等を含めた商品全体のイメージ図を作成するものとし、制作手続き上やむを得ず記載を確定できない部分については、甲は乙に当該部分を明示の上、理由とともに申し出る必要がある。
- (11) 書籍の出版を企画している場合は、提案書の提出の際は完成品である必要はないが、完成品を具体的にイメージできる資料（企画書等）を提出する必要があり、書籍が完成次第、関税局総務課広報係の審査を受けること。
なお、書籍の出版を行う場合、当該書籍の著作権は甲に帰属するが、カスタム君の商標権については引き続き乙が保有する。
- (12) 税関のイベントにおける販売等、カスタム君及び税関の認知向上のため、製作したグッズの積極的なプロモーションの実施を検討すること。
- (13) 甲は、四半期毎に制作数量、販売数量、売上金額等を翌月末までに、担当職員に報告すること。
- (14) 甲は、販売価格についてやむを得ない事情により変動が生じる場合、事前に乙に申し出なければならない。
- (15) 甲は、制作するカスタム君グッズに係る生産国、生産工場が確定した際は担当職員に報告すること。
- (16) 甲は、本業務の従事者に係る名簿、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (17) 本業務が、「国の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられている特定調達品目の物品の製造及び役務の提供に該当するときは、同基本方針で示す判断の基準を遵守するよう努めること（本内容については環境省ホームページ参照）。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>
- (18) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び甲の間で協議する。

税関ロゴマーク



税関
Japan Customs

業務概要（要約版）

貴社名 _____

カスタム君のグッズ制作・販売業務

項目	ポイント（１００字程度）
1 販売予定の商品等 ・販売予定商品 ・販売予定商品数 等	
2 販売価格	
3 商品の機能	
4 アフターサービス ・商品補充 ・不良品対応 等	
5 商品に関するプロモーションについて ・HP等への掲載 ・SNSにおける発信予定 ・税関イベントへの参加意向等	

※項目「1 販売予定の商品等」については、商品種別及び予定商品数を「商品種別等提案書」（様式 1－2）に記載すること。

商品種別等提案書

カスタム君のグッズ制作・販売業務

商品	商品種別	予定商品数

※ 1 商品種別欄は商品の種類を表している。

※ 2 商品種別欄には「ぬいぐるみ」、「ペン」等と具体的に記載すること。

業務確約書

「カスタム君のグッズ制作及び販売業務について」の応募に関し、募集要領及び仕様書に定める業務を適正に履行し、損害を与えた場合には一切の損害を賠償することを確約いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房会計課長 殿

(郵便番号) —

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

会 社 概 要

会 社 名	
本 社 所 在 地	
創 業	年 月 日
資 本 金	千円
代 表 者 名	
上 場 の 有 無	
事 業 内 容	
特 色	
役 員 数	
従 業 員 数	

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式6により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

財務省関税局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏 名又は名 称

(様式5)

令和 年 月 日

役 員 等 名 簿				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ)	生年月日	性別	住所
	氏 名			

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

審査基準表

審査項目	評価のポイント	配点	優秀	やや優秀	一般的	やや劣っている	劣っている
1 商品について	カスタム君の再現度が高い	20 点	20	15	10	5	0
	より多くの国民が手に取りやすい機能性を保有しているか	10 点	10	8	5	3	0
	より多くの国民に行き渡る十分な販売数量となっているか	10 点	10	8	5	3	0
	革新的なアイデアが認められる商品であるか	10 点	10	8	5	3	0
	税関のPRに資するデザインとなっているか	10 点	10	8	5	3	0
2 販売について	より多くの国民に行き届く頒布性が見込める販売計画となっているか	10 点	10	8	5	3	0
	より多くの国民が購入しやすい販売価格となっているか	10 点	10	8	5	3	0
	アフターサービスについて ・商品補充 ・不良品対応 等	5 点	5	4	3	1	0
3 税関行政への理解度	カスタム君の知名度を向上させるプロモーションを検討しているか	10 点	10	8	5	3	0
	税関行政の認知向上に資するプロモーションを検討しているか	10 点	10	8	5	3	0
	過去に官公庁並びに税関広報に協力した実績を有するか	5 点	5	4	3	1	0

(様式7)

質 問 書

公募件名：「カスタム君のグッズ制作及び販売業務」

(令和 年 月 日)

質 問 事 項	回 答 事 項
会 社 名	
担 当 者 氏 名	
連絡先 (Tel)	
連絡先 (Fax)	

審 査 要 領

カスタム君のグッズ制作及び販売業務の公募企画選定にあたっては、以下の各項に従い行うこととする。

- 1 公募に参加する者に必要な資格に関する事項の可否判定は、関税局広報係が行うものとする。
- 2 企画選定委員会は、次の4名で構成する。
関税局総務課広報係上席調査官 1名（選定委員長）
関税局総務課広報係長 1名
関税局総務課広報係員 2名
- 3 企画選定委員会の構成者（以下「選定委員」という。）に対し、選定委員長から以下のものを配付する。
 - （1）審査基準表
 - （2）採点表
 - （3）業務概要（要約版）（以下「業務概要」という。）
 - （4）商品種別等提案書
 - （5）企画提案書
- 4 選定委員は、審査基準に従い、公募参加者から提出された業務概要及び商品種別等提案書を参考にしながら企画提案書の審査を行う。
- 5 選定委員は審査結果を採点表に記入し、令和8年9月1日（火）15：00までに選定委員長あてに提出するものとする。
- 6 選定委員長は、選定委員から提出された採点表を集計し、基準点以上の点数を満たす者のうち上位10者（10者に満たない場合は基準点を満たす者全員）を使用許可予定事業者として選定するものとする。なお、基準点は80点とする。
- 7 前項の結果、同点の者が複数存在する場合には、公開抽選会を行い設置予定事業者の選定を行うものとする。公開抽選の方法は、くじによるものとする。この場合において、公開抽選会に参加しない者又はくじを引かない者があるときは、その者を失格とする。

国 有 財 産 使 用 許 可 書 (案)

殿

財務省大臣官房会計課長
小平 武史

令和 年 月 日付第 号をもって申請のあった財務省大臣官房会計課管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可国有財産）

第 1 条 使用を許可する国有財産は、次のとおりである。

口座名	所在	区分	種目	数量
大臣官房会計課	東京都千代田区 3－2－1 外	特許権等	商標権	15 件 (別紙 1 のとおり)

（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前条の国有財産を別紙 2 に定めるカスタム君のグッズ制作及び販売業務の用に供しなければならない。なお、これら業務の履行にあたっては別紙 3 に定める業務仕様を遵守すること。

（使用許可期間）

第 3 条 カスタム君のグッズ制作及び販売を許可する期間は、令和 8 年 10 月 13 日から令和 9 年 10 月 12 日までとする。ただし、一度に限り使用許可の更新を受けることができる。使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、所定の様式により財務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に申請しなければならない。

（使用料）

第 4 条 使用料は、令和 8 年 10 月 13 日から令和 9 年 10 月 12 日までの期間の売上金額（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）を含む）に使用料率を乗じたものとする。なお、売上金額は別紙 2 に定める販売価格を基礎として消費税等も加えた金額で計算する。

2 使用を許可された者は、四半期毎の制作数量、販売数量、売上金額等を翌月末までに書面にて甲

に報告しなければならない。

3 使用料率は2.5%とする。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官財務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 会計課長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(使用上の制限)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された国有財産を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された国有財産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し)

第9条 会計課長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用を許可された者は、会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(実地調査等)

第11条 会計課長は、使用を許可した国有財産の使用状況について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第12条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した国有財産の使用について疑義を生じたときは、会計課長の決定するところによるものとする。

使用を許可する国有財産一覧

○使用を許可する商標権は以下のとおり

	名称等	登録番号	出願番号
1	カスタム君 1	第 5291378 号	商願 2009-058741
2	カスタム君 2	第 5291379 号	商願 2009-058742
3	カスタム君 3	第 5291380 号	商願 2009-058744
4	カスタム君 4	第 5291580 号	商願 2009-058745
5	カスタム君 5	第 5291581 号	商願 2009-058746
6	カスタム君 6	第 5291582 号	商願 2009-058747
7	カスタム君 7	第 5291583 号	商願 2009-058748
8	カスタム君 8	第 5291584 号	商願 2009-058749
9	カスタム君 9	第 5291585 号	商願 2009-058750
10	カスタム君 1 0	第 5291586 号	商願 2009-058751
11	カスタム君 1 1	第 5291587 号	商願 2009-058752
12	カスタム君 1 2	第 5309324 号	商願 2009-058739
13	カスタム君 1 3	第 5309325 号	商願 2009-058740
14	カスタム君 1 4	第 5312595 号	商願 2009-054205
15	カスタム君 1 5	第 5312596 号	商願 2009-058743

(参考) 商標出願・登録情報 (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0201>)

制作グッズ内容	(製品仕様を添付)
制作数量	1 年につき〇〇個まで
販売数量	在庫数の限り
販売価格 (税抜)	

仕様書

1 業務件名

カスタム君のグッズ制作及び販売業務

2 業務内容

税関公式キャラクター「カスタム君」のグッズ制作を行い、当該商品を日本国内において販売することによって税関行政の認知向上を図る業務（以下「業務」という。）

3 国有財産の使用許可

- （１） 業務を行う事業者（以下「甲」という。）は公募により決定し、甲が業務を行うにあたっては国有財産（カスタム君の商標権）の使用許可を受けるものとする。
- （２） 国有財産の使用許可は、財務省大臣官房会計課長（以下「乙」という。）が行う。
- （３） 甲は乙に申請の上、業務開始までに国有財産の使用許可を受ける必要がある。

4 使用許可の条件

甲は国有財産の使用許可を受けて業務を行うにあたり、以下の条件を満たしている必要がある。

- （１） 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２） 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- （３） 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- （４） 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料等

- （１） 甲は、乙に売上に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、令和 8 年 10 月 13 日（予定）から令和 9 年 10 月 12 日までの期間の売上金額（消費税及び地方消費税額を含む）に使用料率を乗じたもの、とする。使用料率については 2.5 % とする。
（注：当該使用料率は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。）
- （２） 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を納入すること。

6 グッズ化の対象となる国有財産（カスタム君の商標権）

商標出願・登録情報（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0201>）における、登録 5291378(商願 2009-058741)、登録 5291379(商願 2009-058742)、登録 5291380(商願 2009-058744)、登録 5291580(商願 2009-058745)、登録 5291581(商願 2009-058746)、登録 5291582(商願 2009-058747)、登録 5291583(商願 2009-058748)、登録 5291584(商願 2009-058749)、登録 5291585(商願 2009-058750)、登録 5291586(商願 2009-058751)、登録

5291587(商願 2009-058752)、登録 5309324(商願 2009-058739)登録 5309325(商願 2009-058740)、登録 5312595(商願 2009-054205)、登録 5312596(商願 2009-058743)。

7 業務期間

- (1) 業務期間は、令和 8 年 10 月 13 日（予定）から令和 9 年 10 月 12 日とする。
- (2) 乙の都合によるグッズ制作及び販売の中止や、法令・制度の改正等、特段の事由が生じ、業務期間に変更が生じる場合には、乙は甲にその旨を通知し、甲は、これに同意するものとする。
- (3) 使用許可は一度に限り更新することができる。ただし、使用許可条件は同様のものとする。

8 費用負担

業務に伴う一切の費用は、甲の負担とする。

9 名義使用の制限

甲は、自己の営業上の取引に関して、乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

甲は、自らの責任において、いかなる事故発生の場合も乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

11 服務等の保持

甲は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 秘密の保持

- (1) 甲は、乙及び乙の指定する担当職員（以下「乙等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた乙等の秘密情報（書面等をもって乙等が甲に提供した情報及び乙等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者（甲の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に開示してはならない。
- (2) 甲は、自らの従業員その他の者に対して前項を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 甲は、秘密の保持が遵守されない事実が発生、若しくはその恐れがあることを知った場合には、担当職員に対して速やかに報告しなければならない。

13 損害賠償

甲は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して乙に損害を与えた場合には、乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

甲は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除を希望する日より3か月前に書面により乙に申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 甲は、本仕様書に記載の事項において業務を適正に履行すること。
- (2) 甲は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 許可された使用内容のみに使用すること。
 - (イ) 商品の販売等に際しては、カスタム君が税関のイメージキャラクターであることを明らかにすること。
 - (ウ) カスタム君及び税関のイメージを損なわないようにすること。
 - (エ) 制作した商品の宣伝・広告等を実施する際は、事前に乙に共有をすること。
なお、宣伝・広告等の内容に乙から指摘があった場合は、当該指摘に従うこと。
 - (オ) 制作した商品の完成品1部を販売開始前に乙に提出すること。ただし、提出が困難なもの等については、写真等を提出すること。
 - (カ) 使用許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (キ) 商標権の使用状況について乙等が不適切と判断した場合は、直ちに商品の制作・販売、その使用を中止するとともに、乙等の指示に従わなければならないこと。
 - (ク) 制作・販売する商品及びその数量については、公募の際に甲が提出した「商品種別等提案書」(様式1-2)のとおりとする。
- (3) 乙等は甲の業務遂行に当たって、商品デザインについて修正を求めることができる。また、乙が必要と認める場合は、使用方法その他について条件を付すことができる。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、甲は、営業許可を取得した後、販売を開始すること。
- (5) 商品の一部(タグ等)に別紙の税関ロゴマークを使用すること。
- (6) 同封物等に乙指定のQRコードを入れるスペースを設ける等、税関のPRに資する工夫をすること。
- (7) 商品のイメージ図(本体、タグデザイン)等に税関ロゴマーク及び税関のPRに資する情報等を入れるスペースを明示すること。
- (8) 第三者が権利を有する著作物等を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、申請者において当該著作物等の使用に関して承諾を得るものとする。
- (9) 第三者が権利を有する著作物等を使用する場合は、当該著作物等の使用に関する承諾を得ていることが確認できる文書を提出すること。

- (10) 提案書におけるデザインについては、タグ等を含めた商品全体のイメージ図を作成するものとし、制作手続き上やむを得ず記載を確定できない部分については、甲は乙に当該部分を明示の上、理由とともに申し出る必要がある。
- (11) 書籍の出版を企画している場合は、提案書の提出の際は完成品である必要はないが、完成品を具体的にイメージできる資料（企画書等）を提出する必要がある、書籍が完成次第、関税局総務課広報係の審査を受けること。
なお、書籍の出版を行う場合、当該書籍の著作権は甲に帰属するが、カスタム君の商標権については引き続き乙が保有する。
- (12) 税関のイベントにおける販売等、カスタム君及び税関の認知向上のため、製作したグッズの積極的なプロモーションの実施を検討すること。
- (13) 甲は、四半期毎に制作数量、販売数量、売上金額等を翌月末までに、担当職員に報告すること。
- (14) 甲は、販売価格についてやむを得ない事情により変動が生じる場合、事前に乙に申し出なければならない。
- (15) 甲は、制作するカスタム君グッズに係る生産国、生産工場が確定した際は担当職員に報告すること。
- (16) 甲は、本業務の従事者に係る名簿、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (17) 本業務が、「国の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられている特定調達品目の物品の製造及び役務の提供に該当するときは、同基本方針で示す判断の基準を遵守するよう努めること（本内容については環境省ホームページ参照）。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>
- (18) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び甲の間で協議する。